北九州市立大学 ダイバーシティ推進検討会議事務局 発行

# ダイバーシティ通信

2026
3月号

## 2025年度 ダイバーシティ週間をふりかえる（12月4日 ～10日）

12月の人権週間に合わせ、本学ではダイバーシティ週間を設けています。2025年度も北方キャンパス・ひびきのキャンパスで、障害者アートの展示や、障害福祉サービス事業所による販売、図書館でのダイバーシティ特集など、ダイバーシティに関連する取り組みがありました。



障害者アートについては、「福岡県障がい者アートレンタル事業」を活用して、22点の作品が展示され、貸出料金の一部（30%）が作品制作者に還元されました。

近年の障害者アートは、福祉施設での創作活動という枠を超え、文化政策や社会包摂と結びついて広がっています。日本では国の支援のもと、美術館や地域文化施設と連携した展示や人材育成が進み、芸術活動が社会参加の機会として位置づけられています。作品が美術界で評価される例も増え、芸術的価値と社会的意義の双方から注目されされています。

一方で、「障害者アート」という呼称の是非や支援者の関与、作品の権利や市場との関係なども新たな論点となっています。また、期間中は「きらら」「希恵家（のぞみえ）」「嵐山口果実大福楓」など計５つの障害福祉サービス事業所が来校し、ニシメタパーラー前において雑貨やスイーツが販売されました。ひびきのキャンパスでも、2つの事業所による出店がありました。



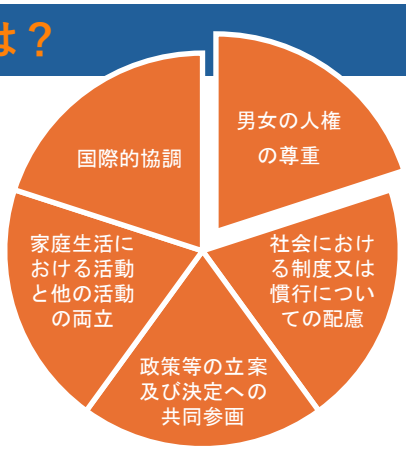
障害者による販売活動は、単なる商品の売買にとどまらず、障害者の自立支援、社会参加の促進、そして社会全体の理解を深める多様な意義を持つ取り組みともいえます。

ダイバーシティ週間の取り組みは、これまで継続して実施されてきましたが、あらためて一つ一つの活動の意義を知っていただくことも大切だと感じています。今後は、これまでの取り組みを大切にしながら、新しいアイデアや工夫も取り入れ、より多くの方が関わりやすい企画へと発展させていければと思います。

## 男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、また、男女共同参画センターを強力に支援するセンターオブセンターズとして、2026年4月1日（予定）に、**（独）男女共同参画機構** が設立されます。




＜男女共同参画社会を実現するための5つの柱＞

# 2025年度
# ダイバーシティ推進の取り組み（報告会）

3月9日（月）に、柳井学長、寺田副学長、深谷学生部長、各部局のダイバーシティ推進員・協力員が一同に会し、今年度のダイバーシティ推進にかかる取り組みについて、報告会が開催されました。以下で、今年度の取り組みとして報告された活動の一部をご紹介します。

（1） 意識啓発および情報発信
- 認知度アンケートの実施
- ハラスメント研修実施（期間：10/15～11/12、受講者数：512 人）
- 学生支援のための教職員研修会実施（期間：1/15～2/28、受講者数：365 人）
- SDGs 教職員研修実施（期間：8/8～10/31、受講者数：109 人）
- 障害者就労施設等からの物品等の調達推進（大学全体実績：761,031 円）
- 既存の広報物への宣言文の掲載（学報「青嵐」「大学案内 2026」等）
- ダイバーシティ週間（障がい者アート展示、福祉事業者の訪問販売会）
- ダイバーシティ関連図書を集めたコーナー設置（北方）




（2） 人材育成
- 基盤教育（ダイバーシティ関連科目のシラバス明示）
- DE&I 学生プロジェクトとの連携・バックアップ
- 配慮を要する留学生についての、学生相談室との連携
- 留学生の日本語学習成果を発表する機会の提供
- 英語対応可能なカウンセラー配置による留学生のメンタルサポート対応
- 本学学生と留学生の交流機会の提供（International Café やバスハイク）



『青嵐』No.63, P8
ダイバーシティ宣言、見つけた！

（3）施設・環境整備
- 北方キャンパス 3 号館トイレ入口にアコーディオンカーテン設置
- 申請書様式の文字ポイントの改善、UD フォントの使用
- 学内掲示・申請書等の資料に英語併記

（4） 相談・支援体制、その他
- 入試にて託児利用申込み受付を周知
- 受験時の合理的配慮の取組、学生への合理的配慮（北方74名、ひびきの12名）
- 包括連携協定の締結（地域創生学群×（一社）日本車椅子ソフトボール協会）

## 若年層の性暴力被害予防月間（4月1日～30日）




性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。政府では、入学や就職などにより若年層の生活環境が大きく変化する４月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNSなど若い世代に届きやすい媒体を活用した啓発活動を行っています。

相手の同意のない性的な行為は性暴力です。もし自分が同意していない性的な行為を受けた場合、それは決してあなたの責任ではありません。被害に遭ったときや不安を感じたときは、一人で抱え込まず相談することが大切です。

本学でも、性暴力の予防啓発と相談窓口の周知を進めています。学内の相談窓口（学生相談室やハラスメント相談など）のほか、学外の相談機関（**ワンストップ支援センター**）も利用できます。被害を受けた方を孤立させないためにも、「同意のない性的な行為は性暴力」「被害者は悪くない」という認識を学内全体で共有していくことが大切です。